

地方税法施行令の一部を改正する政令の概要

平成26年3月
総務省

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目を定めるとともに、法人住民税法人税割の税率の引下げに対応した所要の規定の整備等を行う。

2 主な改正の内容

(1) 不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目

- ① 社会福祉法人等が社会福祉事業の用に供する不動産等に係る不動産取得税、固定資産税、都市計画税及び事業所税の非課税措置について、その対象資産の範囲に病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の用に供する不動産等を追加する。
- ② 耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置について、減額対象となる固定資産税額及び減額の上限の基礎となる耐震改修に要した費用の額の算定方法の細目を定める。

(2) 法人住民税法人税割の税率の引下げに対応した所要の規定の整備

法人住民税法人税割の税率の引下げに対応するため、外国税額控除の限度額の計算方法等について所要の規定の整備を行う。

(3) その他

消費税率（国・地方）の引上げに伴い、地方消費税に係る徴収取扱費について、その計算方法を改める。

3 施行期日

原則として平成26年4月1日から施行する。